

入園申込みに必要な書類

I (新規、認定区分変更の方)

施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定書

(継続利用の方)

施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定現況届

※印鑑の押印をお願いします。

※職業欄はすべて記入してください。(職場及び学校名まで)

※別居の父母、兄弟がいらっしゃる場合は、備考欄にご記入ください。

※個人番号が確認できるものをご持参ください。

(個人番号カード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し等)

II 家庭保育を出来ないことを証明する書類

※保護者(父・母)が対象です。

※同居の祖父母(60歳未満のみ)の方もご提出ください。

※提出書類の様式は市役所2F こども総合窓口、各支所くらし課又は保育園に
あります。

- 1 会社勤務(パートなど) : 勤務(内定)証明書
(月48時間以上の就労)
- 2 自営業(商業、農業など) : 自家営業申立書
(月48時間以上の就労)
- 3 出産 : 申立書、母子手帳のコピー
(入所期間は、出産予定日の前後おおむね8週間ずつとなります。)
- 4 内職 : 内職申立書
- 5 病気 : 通院・入院申立書
- 6 祖父母等の介護 : 介護(看護)証明書
(障がい者手帳等のコピーが必要です。)
- 7 求職中 : 求職活動申立書
(保育の承諾期間は3ヶ月となります。)
- 8 育児休業中(継続利用のみ) : 育児休業証明書

III 次に該当する場合は、それぞれの資料を必ず提出してください。

ひとり親の場合	「児童扶養手当証明書(写)」または「ひとり親家庭等医療費受給資格証(写)」
同居親族に障がい者がいる場合	「障がい者手帳(写)」または「療育手帳(写)」
平成28年1月2日以降に武雄市に転入してきた場合	平成28年度市町村民税課税証明書 (平成28年1月1日の居住地で発行)
平成29年1月2日以降に武雄市に転入してきた場合	平成29年度市町村民税課税証明書(平成29年7月頃提出) (平成29年1月1日の居住地で発行)

